

【別紙１】栗東市上下水道料金システム更新及び保守業務提案仕様書

１．目的

本仕様書は、栗東市上下水道料金システム更新及び保守業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、栗東市上下水道事業所（以下「本市」という。）がシステム導入の受託予定者（以下「受託者」という。）に求める事項を定めるものとする。

２．本業務の状況

本業務の状況は次のとおりである。

(1) 業務状況（令和５年度実績）

項目	上水道	下水道
人口	７０，２７５人 (給水人口)	７０，０８８人 (処理区域内人口)
件数	１９，９４８件 (給水戸数)	１８，３８５件 (排水件数)
有収水量	８，１１４，２０１ｍ ^３	８，９５４，５９３ｍ ^３
年間調定件数	１１９，５３９件	１１４，５０３件
開閉栓件数	開栓：６８４件 閉栓：７５７件	

共通項目			
請求方式	納入通知書、口座振替、集金		
取扱金融機関数	１３機関（ゆうちょ銀行含む）		
コンビニ収納代行業者	株式会社電算システム		
納入通知書発行数	年間１０，２１６枚		
督促状発行数	年間４，７９４枚		
口座振替 収納件数		定例口座振替	再振替
	請求件数	１０８，８６０件	１，９８１件
	収納件数	１０６，８２９件	９６１件
検針、開閉栓、滞納 徴収等包括業務委託業者	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社		
検針・調定サイクル	偶数月・奇数月の区分けによる隔月検針・隔月調定		

メーター管理状況	入庫	3, 2 3 5 件（新規、取替分の総数）
	出庫	3, 4 4 3 件（新規、取替分の総数）
	取替	3, 2 2 4 件（検定満了）

(2) 水道料金等

ア. 水道料金

水道料金は、2 か月につき、次の表に定めるところにより算定した水道使用料の合計額に 1 0 0 分の 1 0 の消費税相当額を加えた額（1 円未満の端数は切り捨て）とする。

ただし、共用給水装置を使用する場合の料金は、水道使用者等の届出に基づき、次により算定した基本料金と超過料金の合計額に消費税等相当額を加えた額とすることができる。

・基本料金

各戸のメーターの口径を 13 ミリメートルとみなし、基本料金に届出の使用個数を乗じて得た額とする。

・超過料金

当該共用給水装置の総使用水量から上記の基本料金に係る水量を減じて得た水量を使用個数で除して得た水量を基礎とし、超過料金により算定した額に使用個数を乗じて得た額とする。

口径	料金	基本料金 (1 月当たり)	超過料金（2 月当たり）	
			段階区分	1 m ³ につき
13 mm		1, 138 円	0 ～ 20 m ³	
20 mm		1, 265 円		
25 mm		1, 380 円	21 ～ 40 m ³	143 円
30 mm		3, 737 円	41 ～ 60 m ³	149 円
40 mm		4, 887 円	61 ～ 100 m ³	161 円
50 mm		6, 037 円	101 ～ 200 m ³	172 円
75 mm		8, 625 円	201 ～ 600 m ³	184 円
100 mm		11, 500 円	601 ～ 1, 000 m ³	195 円
150 mm		17, 250 円	1, 001 m ³ ～	201 円
臨時用				400 円

なお、令和7年度の特殊事情として、令和7年4月1日～令和8年1月31日の期間における水道料金基本料金の6.7%を一律減免する事業（公共施設の水栓は対象外）を実施する。

※減免額の反映は、減免対象となる期間の最終料金請求において、一括で実施する予定である。

イ. 下水道使用料

下水道使用料は、下表で算出した金額に１００分の１０の消費税相当額を加えた額（１０円未満の端数は切り捨て）とする。

	汚水量	料金（２月当たり）
一般排水	２０ｍ ^３ までの分（基本料金）	２，１８０円
	２０ｍ ^３ を超え６０ｍ ^３ までの分	（１ｍ ^３ につき） １２０円
	６０ｍ ^３ を超え２００ｍ ^３ までの分	（１ｍ ^３ につき） １３２円
	２００ｍ ^３ を超え１，０００ｍ ^３ までの分	（１ｍ ^３ につき） １４４円
	１，０００ｍ ^３ を超える分	（１ｍ ^３ につき） １５０円
特定排水	１，５００ｍ ^３ を超える分	（１ｍ ^３ につき） ２０２円

３．全体仕様

（１）業務の範囲

本業務は、次の業務を受託者に依頼するものとする。

① 上下水道料金システム更新業務

- ・システムの構築
- ・ハードウェアの納入・設置・動作確認
- ・環境設定データの移行（移行データの照合・確認及び修正作業を含む。）
- ・操作研修 等

② 上下水道料金システム保守業務

- ・システム運用管理
- ・障害対応
- ・ソフトウェア・アプリケーション保守
- ・ハードウェア保守 等

（２）更新業務経費にかかる月額払い期間及び保守期間

令和8年 8月 1日から令和13年 7月31日まで

※ リース会社を介在させる場合、リース会社は本市の入札参加資格を有する会社から提案事業者が準備すること。

(3) スケジュール

本稼働予定年月日及びスケジュール策定時の留意事項は次のとおりとし、詳細については別途協議のうえ、決定する。

なお、本業務については、業務の特性や繁忙期、職員の負担等を考慮した上で、最も効率的で確実なスケジュールを策定し、提案すること。

①本稼働予定年月日 令和8年 8月 1日

②スケジュール策定時の留意事項

ア. 契約締結後、稼働までのスケジュール案を明記すること。

イ. 工程及び作業名ごとに、本市との役割分担を明確にすること。

ウ. ソフトウェア・ハードウェア導入時期、テスト期間等について、その時期を明記すること。

(4) 成果物

①納品場所

栗東市役所 上下水道事業所

②成果物

以下のとおりとする。

No.	項 目 名	媒体（部数）
1	本システムに係るハードウェア・ソフトウェア一式	—
2	ハードウェア・ソフトウェア・ネットワーク構成図	紙(1)・電子(1)
3	システム設計書・機能仕様書	紙(1)・電子(1)
4	テスト計画書・結果報告書	紙(1)・電子(1)
5	議事録（打合せ・協議確認書）	紙(1)・電子(1)
6	各種マニュアル	紙(1)・電子(1)
7	その他必要書類	別途協議

(5) データの抽出・移行

60ヵ月のリース契約満了後、本市が他社の新システムに更改する場合、データの抽出や移行、各データのレイアウト仕様書、その他必要な帳票類の提出など、本市と協議のうえ、柔軟に対応すること。なお、データ抽出・レイアウト仕様書の提出に係る費用は、追加費用を必要としないこと。

(6) 秘密保持

受託者は、本業務において知り得た全ての情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとるものとする。

また、契約終了後も同様とする。

(7) その他留意事項

本提案仕様書に定めのない事項、又は業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議によりその解決を図るものとする。

4. 上下水道料金システム導入業務仕様

上下水道料金システムの導入にあたり、以下の要件を満たすこと。

(1) システム要件

ア. 本市がシステムを利用するうえで必要な機能を有し、業務を滞りなく運用できることを前提とする。

イ. システムの機能については、別紙2「上下水道料金システム更新及び保守業務にかかる機器及び保守仕様書」及び別紙3「上下水道料金システム更新及び保守業務にかかる機能要件確認書」を参照し、提案上限額枠内でどこまで対応可能かも含めて確認を行うこと。

なお、仕様書等に記載されている機能以外に提案すべき機能がある場合は、見積りを含めて提案すること。

ウ. 本市はeLTAXへの対応を予定しているため、eLTAXに対応予定のあるパッケージを提供し、想定される費用を見積もりに含むこと。

エ. 栗東市役所庁舎内にクライアントPC、その他必要機器を設置し、ネットワーク上で動作すること。また、本番サーバ、バックアップサーバ機能は「おうみクラウド」の仮想環境に構築し問題なくシステムが動作すること。但し、提案するシステムにおいて、「おうみクラウド」の仮想環境でのシステム利用ができない等の理由がある場合、受託者が提案するデータセンターを活用したクラウド提案も可とする。また、LGWAN回線を利用することやオンプレミスでの提案は認めない。

オ. 「おうみクラウド」の仮想基盤は、令和13年7月31日までの期間において、現行契約の満了により新基盤への移行が発生する可能性がある。この場合、新環境への移行作業は基盤の業者が実施するが、これに伴う動作検証やバックアップデータの取得等に対応すること。なお、これにかかる経費は協議の上別途契約によるため、今回の見積もりに含める必要はない。

カ．受託者が提案するデータセンターに構築する場合、別紙４の要件を備えること。

(２) ハードウェア要件

以下及び別紙２「上下水道料金システム更新及び保守業務にかかる機器及び保守仕様書」のとおりとする。

(３) ソフトウェア要件

以下及び別紙３「上下水道料金システム更新及び保守業務にかかる機能要件確認書」のとおりとする。

- ア．データベースは、マルチプロセッサ対応、信頼性の高さ、安定性、出荷実績、製品の継続サポートなどを考慮したものを選定すること。
- イ．データベース以外のシステムを構成するソフトウェアについても、将来にわたって信頼性及び能力が保証されていること。
- ウ．パッケージの開発言語については、短期間に効率よく開発・修正が行える開発ツールを使用すること。

(４) セキュリティ要件

- ア．受託者は、実施体制の中に情報セキュリティ責任者を設置し、業務実施メンバーの入退室や取り扱うドキュメント等の管理を徹底し、情報漏えい防止対策を万全に行うこと。また、緊急時の対処方法についても、あらかじめ策定しておくこと。
- イ．本業務実施にあたり、業務実施メンバーに対しては、個人情報の取り扱いを含むセキュリティ教育を実施し、情報セキュリティ保持に関する意識の徹底を図ること。
- ウ．コンピュータ・ウィルス等の感染対策を行うこと。

(５) データ移行

- ア．現行システムからのデータ移行は受託者が主体となって実施すること。
- イ．更新後のシステムで問題なく本市上下水道料金にかかる業務が遂行できるよう、受託者は確実にデータ移行を行うこと。現行システムのデータを有効に利用し、本市上下水道料金業務に必要なデータを漏れなく移行するために、新システムのマスタデータを作成すること。
- ウ．現行システムのデータ内容を十分に分析し、必要なデータ変換を行いながら円滑にデータ移行を進め、データ不足項目が有る場合は、適切な対応をとること。

- エ. データ移行後は、各種データの突合作業及び必要なテスト・検証を行うこと。
- オ. 口座振替データについて、本市の指定する金融機関と伝送や電子媒体によるデータ送受信及び読取等のテストを調整・実施すること。なお、現行はゆうちょ銀行のみF Dにて、その他金融機関については特定の金融機関を窓口として一括データ伝送を行っている（ただし、更新後のシステムについては送受信方法が変更となる可能性あり）。
- カ. コンビニエンスストア収納データについて、本市が契約するコンビニエンスストア収納委託業者とバーコード読取テスト及び収納データ受信テストを調整・実施すること。
- キ. 現行システムからのデータ抽出作業は、現行業者が実施するものとする。作業内容は以下の通りで、他に依頼すべき内容がある際は受注者が以下の現行業者から見積りを取得し、本業務に含むこと。
現行業者名 : 富士通Japan株式会社 関西公共ビジネス統括部 関西公共第二ビジネス部
作業内容 : 現行業者レイアウトでの提供（2回まで）
データ移行の打合せは『2時間のオンライン会議を1回』とする。以降の問い合わせは受け付けない。
- ク. データ移行テスト後及び構築工程の各段階において、必要に応じデータ修正を実施すること。現行システムでの修正対応は、使用者への影響が発生し得るため、原則、行わないこととする。
- ケ. 全件移行すること。また、現在画面で管理できている項目については新システムにおいても引き続き画面で管理できること。画面にない項目については受託者の新システムについて、項目追加すること
- コ. 帳票については、別紙の通り現行踏襲すること。帳票サンプルについては受託者に開示する。

（6）研修等要件

①初動時立合い

システムの稼働開始時は、担当S Eが立合い、稼働確認及び操作説明等の職員サポートを行うこと。

②職員教育

システムの利用及び管理に必要な事項についての説明および教育を行うこと。方法・回数については、受託者の提案によるが、実際のシステムを用いて利用者の理解を深められるようにすることが望ましい。

（7）各種マニュアルの整備

受託者は、システムの円滑な運用を目的として、本市と協議のうえ、次のマニュアル（紙媒体・電子データ）を作成しなければならない。

また、マニュアルについては、常に最新状態を保持することとし、本市及び受託者内部で人事異動が発生した場合であっても、短期的に円滑な業務の引継ぎを行える内容のものであること。

ア．運用マニュアル

イ．操作マニュアル

ウ．障害復旧マニュアル

5. システム保守業務仕様

システム本稼働開始後、次の業務を行うこと。

（1）保守管理要件

更新業務が終了し、本稼働を開始したシステム（ハードウェア・ソフトウェア等システム構成・稼働に係る一切）を対象とし、次のとおり保守管理業務を行うこと。

ア．円滑なシステムの稼働を確保するために必要な機能修正や変更・交渉修理、部品交換等の保守管理作業を行うこと。

イ．機器の移設や市の業務内容の変更により、クライアントおよびサーバ等に設定変更が生じた場合は、市側の指示に従い、適切に対応すること。

ウ．リモートメンテナンスを行うこと。

（2）障害対応

サービス提供時間は、原則、開庁日の８：３０から１７：１５とするが、業務への影響等を踏まえ、本市と協議のうえ、柔軟に対応すること。

障害時には来庁し、迅速な対応を行える体制を有すること。

ハードウェア・ソフトウェアを問わず、障害発生時には速やかに対応し、迅速に復旧させること。

また、復旧後は障害の原因について職員に書面による報告を行い、対策を協議すること。

（3）サポート要件

職員からの問合せ・質問等については、誠意をもって対応すること。

問合せ対応については、本市開庁時間内を原則とする。ただし、業務上の都合により、通常時間を越えてサポートの必要が生じたときは、協議のうえ、これに対応するものとし、費用は本業務の契約金額に含むものとする。

6. 受託者決定に関する事項

(1) 受託者の決定

書類及びプロポーザル審査において決定された最優秀提案事業者を更新候補者とし、業者決定にかかる交渉を行う。また、特別な理由により更新候補者との交渉が不調となった場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者として決定する。

(2) 契約の名称及び期間

① 栗東市上下水道料金システム使用（または賃貸借）契約

令和8年 8月 1日から令和13年 7月31日まで

本市と受託者、またはリース会社を介在させる場合、本市とリース会社で賃貸借契約を締結する。

② 栗東市上下水道料金システム保守業務

令和8年 8月 1日から令和13年 7月31日まで

本市と受託者で委託契約を締結する。

※ システム本稼動までの期間で保守業務が必要な場合は、①の見積金額に含めるものとする。

(3) 更新業務の支払い条件

更新が完了し、テストで不備が無いことを受託者が確認したものを検査対象とし、本市にて指定した成果物の確認と受入試験を実施し、検査で合格となった後、賃貸借契約によりリース会社から導入するものとする。

受託者は、市が別に指定するリース会社との契約により、その代金を受領するものとする。

(4) 費用負担

本業務遂行の際の主な費用負担に関して、以下に示す。

① 人件費・諸手当等

本業務の遂行にあたり必要となる受託者のすべての人件費、出張旅費、諸手当等の費用は、すべて契約金額に含まれるものとする。

② 消耗品

本市との打ち合わせをはじめとする各種会議等で使用する印刷物作成や成果物の納品に関わる電子媒体等、マニュアル作成等に要する消耗品の費用は、すべて契約金額に含まれるものとする。

③通信運搬費

本市との連絡調整に必要となる電話・郵便等の通信運搬費など、受託者から本市に向け発信、発送したものについては、全て契約金額に含まれるものとする。

④事務用品、パソコン等の費用

開発に要する事務用品、パソコン、プリンタ等の機器類の費用は、全て契約金額に含まれるものとする。